平成２６年（フ）第７５７号
札幌市中央区南10条西21丁目１番20号　神崎ビル101号
債務者　佐藤　　歩
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６０号
札幌市西区宮の沢１条３丁目６番21号　サンライトハイム101号
債務者　平間　正彦
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７２号
札幌市東区北17条東14丁目１番８号
債務者　安部　一雄
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５号
群馬県前橋市富士見町原之郷809番地１　ハイツ富士見201号
債務者　栗田加代子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５号
群馬県前橋市箱田町52番地４
債務者　佐々木玲生
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
群馬県伊勢崎市境伊与久1683番地12
債務者　川嶋　紀子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１７号
群馬県前橋市日吉町１丁目12番地７
債務者　土谷　裕一
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
埼玉県熊谷市箱田７丁目２番61号
債務者　杉山佳代子（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１７号
埼玉県熊谷市拾六間824番地13
債務者　浅井　理恵
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２１号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目16番地105
債務者　豊田　雄司
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３２６号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区３棟203号
債務者　吉川　嘉惠
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３４号
千葉県船橋市海神１丁目24番23号　メゾンドール103号
債務者　船場ルミコ
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３号
神奈川県座間市西栗原１丁目11番30号
債務者　大澤　達也
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４７号
静岡県沼津市今沢106番地　エーデルハイム206、前住所静岡県沼津市蛇松町22番地の１パレドール沼津405
債務者　大竹　哲平
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
京都市右京区梅津中村町12番地60
債務者　木村　清一
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４２４号
京都市右京区嵯峨観空寺久保殿町21番地５プラシード嵯峨Ⅰ103号
債務者　山村　　翔
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係